

# 一般社団法人日本生理人類学会 会費規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本生理人類学会（以下「本会」という。）の、会費に関する事項について定める。

## (会費)

第2条 会員は、請求により会費を納入しなければならない。

2 会費の年額は、次のとおりとする。

正会員	10,000 円
賛助会員	1 口 50,000 円で1 口以上
海外会員	3,500 円
学生会員	3,000 円(ただし有効期間の 会費を一括納入)

3 名誉会員は、会費を納入する必要はない。

## (入会金)

第3条 会員は、入会にあたり下記の入会金を納入しなければならない。

2 入会金は、次のとおりとする。

正会員	1,000 円
学生会員	1,000 円

3 正会員及び学生会員以外の会員は、入会金の納入を要しない。

## (会費等の納入方法)

第4条 会費等の納入は、以下の方法によるものとする。

- 1) 振込用紙による納入
- 2) 自動引落とし
- 3) 銀行振込
- 4) クレジットカード決済

## (会費等の納入時期)

第5条 会費等の納入は、4月30日までにその年の4月1日～3月31日分の納付を行うものとする。

## (改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議により行うものとする。

## 附 則

この規程は、一般社団法人日本生理人類学会設立の日から施行する。